

**独占的ライセンスの対抗制度及び
独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度
の導入に関する報告書
【概要】**

令和4年3月

はじめに

【検討の経緯】

平成29年度	<ul style="list-style-type: none">○ <u>著作権分科会法制・基本問題小委員会において、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入や独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入等のライセンス契約に係る制度の在り方について検討を行うべきとの議論</u>○ 文化庁委託事業として「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」を実施し（一般財団法人ソフトウェア情報センター）、同調査研究において、以下の2点について検討する必要性が示された。<ul style="list-style-type: none">① <u>著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入</u>② <u>独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入</u>
平成30年度	<ul style="list-style-type: none">○ ワーキングチームを設置し、①について議論
令和元年度～令和3年度	<ul style="list-style-type: none">○ ワーキングチームを設置し、②について議論

はじめに

①著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について（措置済み）

- 審議の結果、利用許諾に係る権利について、対抗要件を要することなく当然に対抗することができることとする制度（当然対抗制度）を導入することが適当であるとされ、令和2年著作権法改正において、利用権の当然対抗制度が導入された（改正著作権法第63条の2）。

②独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入について（本報告書の対象）

- 令和元年度から令和3年度まで、以下の2点について検討を進めた。
 - ・ 独占的ライセンスの対抗制度の導入（※）
 - ・ 独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入

※ 独占的ライセンスの対抗制度は、独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度と密接に関連する制度として併せて検討することとされた。

検討課題の概要

【独占的ライセンスの対抗制度】

- 独占的ライセンシーは、著作権者等が他の者との間で別途、ライセンス契約を締結した場合や、著作権等が他の者に譲渡された場合、これらの者に対し、当該独占的ライセンスの独占性を主張する手段がない。
- そのため、ライセンスの独占性を確保するために非独占的ライセンスよりも高い対価を支払っていることが多い独占的ライセンシーの地位が不安定な状況にある。
- そこで、独占的ライセンシーがその独占的ライセンスの独占性を主張することができるようにするための制度として、独占的ライセンスの対抗制度の導入を検討。

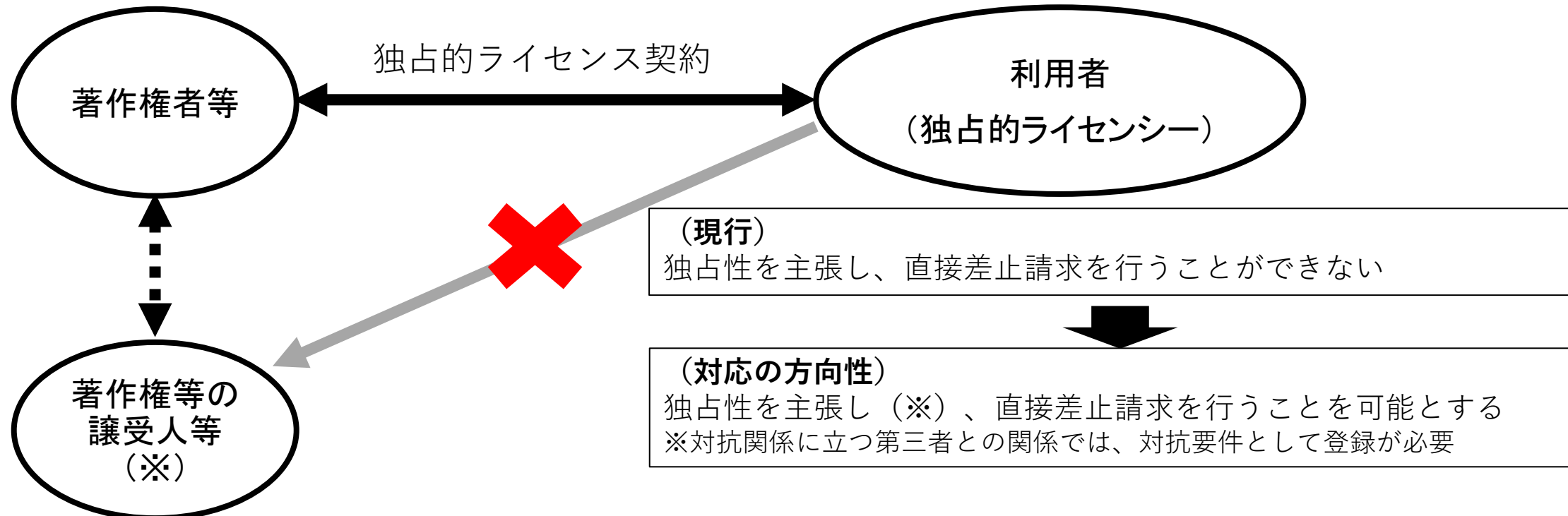
検討課題の概要

【独占的ライセンサーに対し差止請求権を付与する制度】

- 現行著作権法では、他者に利用を認めるための準物権的な権利が出版権以外に存在しておらず、原則として独占的ライセンサーが差止請求権を行使することはできない。
- 著作権者等の有する差止請求権を代位行使するという方法による対応も十分可能な状態とは言い難い状況にある。
- 独占的ライセンサーが自ら差止請求を行うことができるようになれば、インターネット上の海賊版の削除請求や税関における海賊版の水際差止め等の対策が容易となり、海賊版による被害の拡大防止に資する。
- そこで、独占的ライセンサーに対し差止請求権を付与する制度の導入を検討。

対応の方向性

- 独占的ライセンスの対抗制度（登録対抗制度）及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度を導入することが適当。
- ただし、登録対抗制度には課題も多いため、既存の登録対抗制度も含めて登録対抗制度一般の在り方について引き続き検討することが望ましい。



※著作権等の譲受人、他のライセンシー、不法利用者等が想定される

課題解決手段

独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度を導入する方法（課題解決手段）としては、以下の二つの構成が考えられる。そこで、関係者から制度設計に関するニーズについてヒアリングを行った上で（ヒアリング結果は報告書11～20頁参照）、各構成による制度設計の可否や制度設計上の留意点等について検討を行い、いずれの構成を採用すべきかについて考え方を整理した。

独占的利用許諾構成

債権的な独占的ライセンスについて、一定の場合に著作権等の譲受人、他のライセンシー、不法利用者等に対し、その独占性を主張し、差止請求権を行使することができるようにする制度を導入する。

専用利用権構成

分野を限らない形で、特許法における専用実施権や著作権法における出版権のような準物権的な独占的利用権を創設する。

※その他の構成

以上のほか、独占的ライセンシーが、著作権者等が有する差止請求権を代位行使する際の要件を明文化した規定を創設するなどのその他の構成も検討対象として想定されたが、独占的利用許諾構成と専用利用権構成のいずれかで対応することに不都合等はないと判断したことから、その他の構成については検討不要とされた。

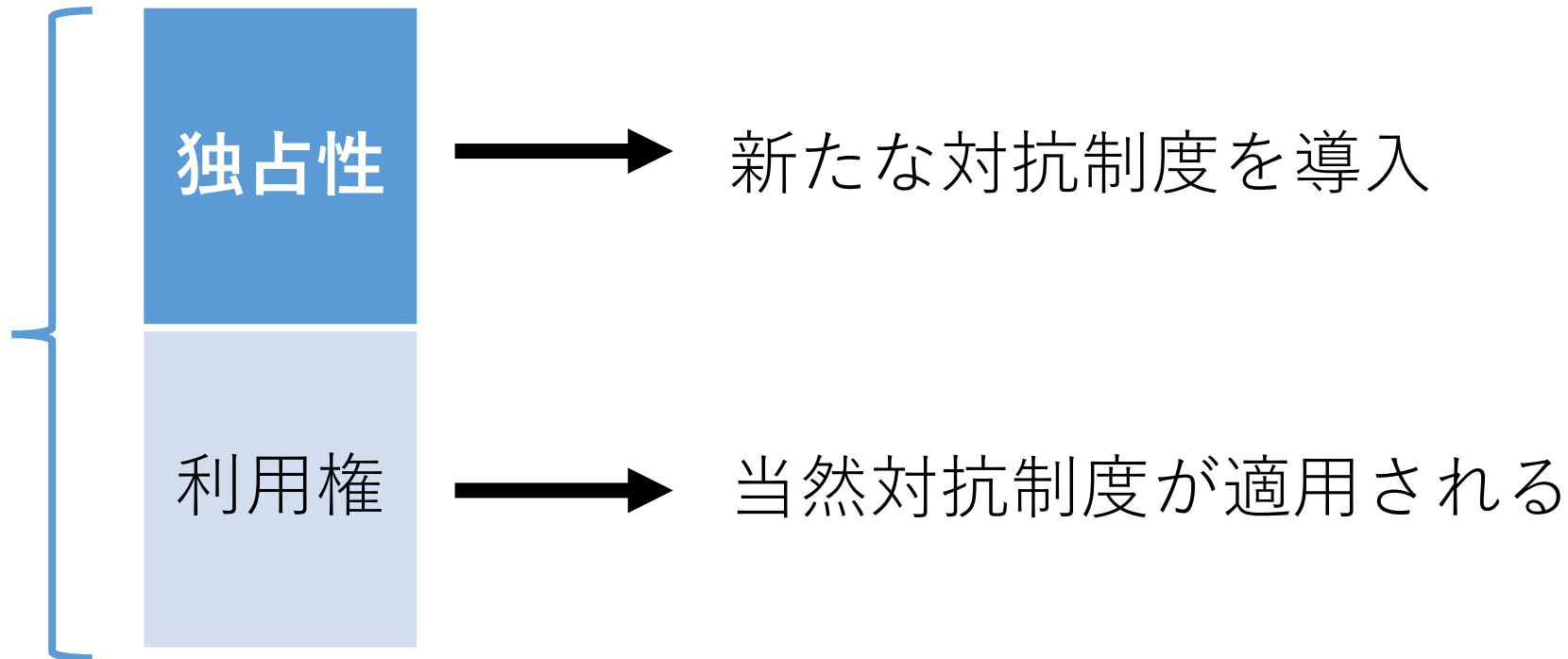
検討結果—独占的利用許諾構成—

独占的ライセンスの対抗制度

(対応の方向性)

- 利用権の部分は当然対抗制度（第63条の2）が適用される
- 独占性の部分について新たに対抗制度を導入

独占的
ライセンス
の
有する
権利



検討結果—独占的利用許諾構成—

独占的ライセンスの対抗制度

(独占的ライセンスの対抗制度導入の必要性・許容性)

- 関係者のニーズを踏まえると、独占的ライセンシーが、不法利用者だけでなく、著作権等の譲受人や他のライセンシーと
いった対抗関係に立つ第三者に対しても一定の場合に、独占性
の主張を可能とする制度を導入する必要性が認められると考え
られ、その制度として、独占的利用許諾構成を前提に独占的ラ
イセンスの対抗制度を導入することも、その許容性が認められ
る限り否定されない。
- 独占性の対抗を受けると著作物を適法利用できなくなるとい
う第三者が被る不利益の大きさを踏まえると、独占的ライセン
スの存在について何らかの公示がされている場合、又は、その
存在について著作権等の譲受人や他のライセンシーが悪意の場
合に、独占的ライセンスの対抗を可能とするものであれば許容
され得る。

検討結果—独占的利用許諾構成—

独占的ライセンスの対抗制度 (制度設計)

- 制度としての安定性などの観点からすれば、登録対抗制度とすべき。
ただし、現行法上の登録対抗制度には課題も多いため、今後 (i) 既存の登録対抗制度の改善・見直しや (ii) 登録の代替となる対抗要件を別途設けることについても、既存の登録対抗制度も含めた登録対抗制度一般の問題として継続的に検討すべき。
- 一方で、本検討課題との関係では、まずは独占的ライセンシーに差止請求権という手段を与えることが重要。

独占的ライセンスの対抗制度と独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度は段階的な導入が望ましい

- | | |
|------|---|
| 第1段階 | 独占的ライセンスの対抗制度と独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度を導入する（暫定的に著作権と同様の登録対抗制度とすることを想定）。 |
| 第2段階 | (i) や (ii) に関する議論の結果が取りまとまった時点で、その結果を独占的ライセンスの対抗制度に反映する。 |

検討結果—独占的利用許諾構成—

独占的ライセンスの対抗制度

(制度設計)

- 今後、（i）既存の登録対抗制度の改善・見直しや（ii）登録の代替となる対抗要件を別途設けることを検討するに当たっては以下のような視点から検討されることが望ましい。
 - ・ 物的編成主義と人的編成主義
 - ・ 登録の単位
 - ・ 登録すべき情報及び当該情報を確認できる者の範囲
 - ・ 将来創作される著作物への対応可能性
 - ・ 著作権者等の登録協力義務
 - ・ デジタル化・オンライン化への対応
 - ・ 登録の代替となる対抗要件
 - ・ 虚偽の内容が公示されることの防止・抑止

検討結果—独占的利用許諾構成—

独占的ライセンスの対抗制度

(契約承継の問題との関係)

- 独占的ライセンス契約について、一定の基準を法定して契約が承継されるか否かが決定される制度を設けることは妥当ではない。
- 契約が承継されるか否かは個々の事案ごとに判断されることが望ましい。ただし、契約を承継しない旨の合意による契約承継の否定は認めて差し支えない。

(その他)

- 著作権等管理事業への影響についても整理した。

検討結果—独占的利用許諾構成—

独占的ライセンサーに対し差止請求権を付与する制度

(対応の方向性)

- 現行法のもとでは債権的な効力しかないとされる独占的ライセンスの設定を受けた独占的ライセンサーに差止請求権を付与し、独占性を主張可能な場合に差止請求権を行使できるようにする。
 - ・ 著作権等の譲受人・他のライセンサーに対して
 - 対抗要件の登録を備えて独占性を対抗できる場合は差止請求可能
 - ・ 不法利用者に対して
 - 対抗要件の登録を備えることなく独占性を主張し、差止請求可能

検討結果—独占的利用許諾構成—

独占的ライセンサーに対し差止請求権を付与する制度

(差止請求権付与の正当化根拠)

- 独占的ライセンスの対抗制度の導入を前提として、独占性を主張可能とされる場合（※）には、独占的ライセンサーは主張の相手方がその独占的ライセンスの対象の著作物等を利用することを禁ずることができる、という評価がなされているはずであり、その評価を貫徹し、権利の実効性を確保するという観点からは、かかる場合において独占的ライセンサーに差止請求権が認められるべきである。

※著作権等の譲受人や他のライセンサーとの関係では対抗要件を具備した場合に独占性を主張可能であり、不法利用者との関係では対抗要件を具備することなく独占性を主張可能である。

検討結果—独占的利用許諾構成—

独占的ライセンサーに対し差止請求権を付与する制度

(著作権者等の意思に配慮した要件の要否)

- 差止請求権の発生や行使について、著作権者等の承諾などといった著作権者等の意思に配慮した要件は不要。
- 独占的ライセンサーの差止請求権に制限をかけたい場合は契約上で制限をかけることで足りる（ただし、当該制限は債権的な制限に留まる。）。

検討結果—独占的利用許諾構成—

独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度

(施行日前に設定された独占的ライセンスの取扱い)

- 新制度の施行日前に設定されている独占的ライセンスについて差止請求権を付与することも否定されないが、施行日前に現れた著作権等の譲受人や他のライセンシーの予測可能性を害さないようにする等、一定の配慮が必要。

(差止めの範囲)

- 独占的ライセンスに基づく差止請求権の差止めの範囲は、当該ライセンス契約によって付与された利用権の範囲で、かつ、独占性の合意がなされている範囲に限られる。

検討結果—独占的利用許諾構成—

独占的ライセンサーに対し差止請求権を付与する制度

(その他)

- 以上のほか、民法第605条の4の規定との整合性、完全独占的ライセンスと不完全独占的ライセンスの違い、複数人による独占的な利用を認めるライセンスの取扱い、独占的なサブライセンスを受けたサブライセンサーの取扱い、特許法その他の知的財産権法との関係といった点についても検討を行い、考え方を整理した。

検討結果—専用利用権構成—

独占的ライセンスの対抗制度

(対応の方向性)

- 利用に係る権利と独占性が一体となった物権的権利について新たに対抗制度を導入

独占的ライセンスの有する権利



新たな対抗制度を導入

検討結果—専用利用権構成—

独占的ライセンスの対抗制度

(独占的ライセンスの対抗制度の必要性・許容性、制度設計)

- 独占的ライセンスの対抗制度導入の必要性・許容性は独占的利用許諾構成における議論が専用利用権構成においても同様に妥当する。
- 制度設計についても、独占的利用許諾構成と同様に、登録対抗制度とすべきであり、また、(i) 既存の登録対抗制度の改善・見直しや(ii) 登録の代替となる対抗要件を別途設けることについても継続的に検討し、その結果が取りまとまった時点で制度に反映していくことが望ましい。 (→詳細はスライド9参照)

検討結果—専用利用権構成—

独占的ライセンサーに対し差止請求権を付与する制度

(対応の方向性)

- 専用利用権構成における独占的利用権の設定を受けた独占的ライセンサーが、当該独占的利用権に基づき差止請求権を行使できるようにする。
 - ・ 著作権等の譲受人・他のライセンサー
 - 対抗要件の登録を備え、当該独占的利用権を対抗できる場合は差止請求可能
 - ・ 不法利用者
 - 対抗要件の登録を備えることなく当該独占的利用権に基づき差止請求可能

検討結果—専用利用権構成—

独占的ライセンサーに対し差止請求権を付与する制度

(著作権者等の意思に配慮した要件の要否)

- 独占的利用許諾構成と同様に、差止請求権の発生や行使について、著作権者等の承諾などといった著作権者等の意思に配慮した要件は不要。
- 独占的ライセンサーの差止請求権に制限をかけたい場合は契約上で制限をかけることで足りる（ただし、当該制限は債権的な制限に留まる。）。

検討結果—専用利用権構成—

独占的ライセンサーに対し差止請求権を付与する制度

(施行日前に設定された独占的ライセンスの取扱い)

- 独占的利用許諾構成と同様と考える余地はあるが、施行日前の独占的ライセンス（現行法の下では債権的な効力しか有しないもの）について、専用利用権構成における独占的利用権（物権的な権利）を設定したものとみなすことができるかという点が法制的なハードルになる可能性がある。

(権利の範囲・差止めの範囲)

- 権利の範囲は基本的には、特許法の専用実施権のように、当事者の設定行為により定まることとし、当該権利に基づく差止めの範囲もそれによって画されることになるという制度設計とすることが考えられる。

検討結果—専用利用権構成—

独占的ライセンサーに対し差止請求権を付与する制度

(現行出版権制度との関係)

- 現行出版権制度における継続出版義務等の各規定について
→直ちに現行出版権制度の継続出版義務等の各規定を専用利用権構成における独占的利用権に設ける必要があるとはいえないが、独占的ライセンス契約に係る一定のルールを法定することについては、独占的ライセンスの契約実務の状況も踏まえつつ、必要に応じて検討されることが望ましい。

検討結果—専用利用権構成—

独占的ライセンサーに対し差止請求権を付与する制度

(現行出版権制度との関係)

○ 現行出版権制度の取扱いについて

→ 現行出版権制度は残すべき。ただし、残し方については、①出版権をそのまま残して専用利用権構成における独占的利用権を出版権とは別の権利として導入する形や、②出版権を専用利用権構成における独占的利用権の一類型として位置づけ、出版権についてのみ継続出版義務等の現行の各規定を特則として設けるといった形が考えられる。

→ 現行出版権制度の継続出版義務等の各規定において強行規定とされるものがある場合は、その潜脱を可能とならないようにするため従来出版権でカバーされていた範囲について出版権のみを選択可能とする制度設計を採用することも検討されるべき。²³

検討結果—専用利用権構成—

独占的ライセンサーに対し差止請求権を付与する制度

(特許法その他の知的財産権法との関係)

- 特許法における専用実施権や商標法における専用使用権などは登録が効力発生要件とされているが、専用利用権構成における独占的利用権については、出版権と同様、登録を対抗要件として制度設計すべき。

検討結果—独占的利用許諾構成と専用利用権構成の比較—

独占的利用許諾構成と専用利用権構成の違い

(差止請求権のない独占的ライセンス)

- 独占的利用許諾構成の場合、独占的ライセンスの種類としては、基本的には、出版権と独占的利用許諾構成における独占的利用権の2つとなり、差止請求権のない独占的ライセンスという類型は残らない。
- 専用利用権構成の場合、独占的ライセンスの種類としては、専用利用権構成における独占的利用権（及び出版権）と第三者に対し独占性を対抗するための対抗制度や差止請求権の制度がない独占的利用許諾の2つ（あるいは出版権を含めて3つ）となる。

検討結果—独占的利用許諾構成と専用利用権構成の比較—

独占的利用許諾構成と専用利用権構成の違い

(不完全独占的ライセンス等の独占性の人的範囲を限定した独占的ライセンス)

- 専用利用権構成と独占的利用許諾構成では、制度上で差止請求権を認める独占的ライセンスの類型として、完全独占的ライセンスのみを想定するのか（専用利用権構成）、独占性の人的範囲を制限した独占的ライセンスも含むか（独占的利用許諾構成）という点で違いが生ずる可能性がある。
- ※ なお、専用利用権構成でも独占的ライセンシーからのライセンスバックなどにより不完全独占的ライセンスのような独占的ライセンスを実現することは一定の限度では可能だが、実現可能な独占的ライセンスの類型に全く違いがないとまではいえない。

検討結果—独占的利用許諾構成と専用利用権構成の比較—

独占的利用許諾構成と専用利用権構成の違い

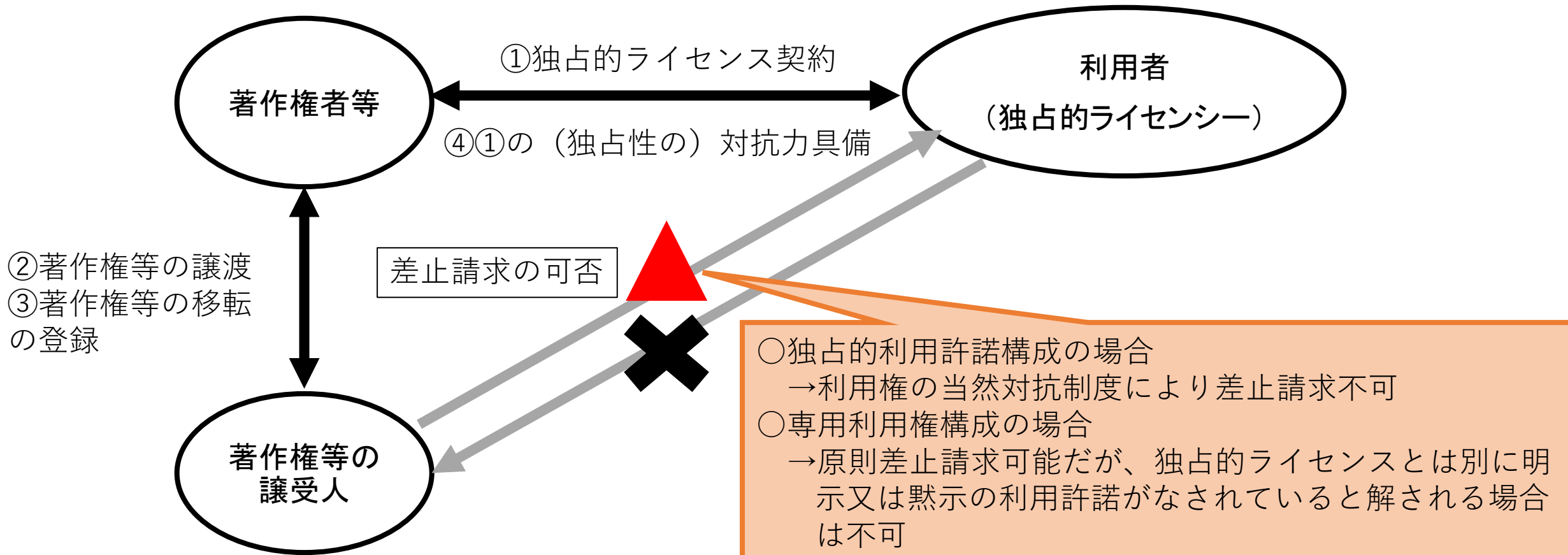
(対抗制度の対象)

- 独占的利用許諾構成においては、独占性のみを対象とする対抗制度を導入することになる（利用権については、第63条の2の当然対抗制度の対象となる）。他方、専用利用権構成においては、利用に係る権利と独占性が一体となった権利についての対抗制度を導入することになる。この違いにより独占的ライセンス契約締結後に著作権が譲渡され、独占的ライセンシーが当該独占的ライセンスについて対抗要件を具備する前に著作権移転の登録がなされた場合に、次頁のとおり結論に違いが生じる可能性がある。

検討結果—独占的利用許諾構成と専用利用権構成の比較—

独占的利用許諾構成と専用利用権構成の違い

(対抗制度の対象)



検討結果—独占的利用許諾構成と専用利用権構成の比較—

独占的利用許諾構成と専用利用権構成の違い

(柔軟な権利設定)

- 独占的ライセンスにおいても、どこまで柔軟に著作権（支分権）を細分化して権利設定できるかという点で、著作権の一部譲渡における細分化の議論（地理的一部譲渡や内容的一部譲渡に係る議論）と同様の問題が生じ得る。ただし、専用利用権構成よりも独占的利用許諾構成の方が、柔軟な権利設定が可能と解釈される可能性があるとの指摘もあった。

検討結果—独占的利用許諾構成と専用利用権構成の比較—

独占的利用許諾構成と専用利用権構成の違い

(著作権者等の登録協力義務)

- 独占的利用許諾構成では、著作権者等の登録協力義務を法定するなどの特別な措置を講じない場合は、不動産賃借権に係る解釈に倣い、独占的利用権の対抗要件である登録に関し、契約において特約で定めない限り著作権者等の登録協力義務が認められないとされる可能性がある。
- 専用利用権構成においては、元々物権的な権利として創設されるため、解釈上、著作権者等の登録協力義務は認められると考えられる。

※ ただし、独占的利用許諾構成を採用する場合でも、著作権者等の登録協力義務を法定するなどの特別な措置を講ずることを今後の登録対抗制度一般の在り方に係る議論の中で検討すべき。

(法制面での説明の難易)

- 論点によって、法制的な説明の難易度が独占的利用許諾構成の方が高い場合と専用利用権構成の方が高い場合が有り得る。

検討結果—独占的利用許諾構成と専用利用権構成の比較—

2つの構成のいずれを採用すべきかに関する考え方

【制度設計や効果の観点】

- 独占的利用許諾構成と専用利用権構成の違いを踏まえ、制度導入の許容性が認められる範囲で関係者のニーズに最も合致する制度設計を実現可能なのはいずれの構成かが検討される必要。

【法制的な説明の難易度という観点】

- 関係者のニーズとの関係における各論点の重要性や全体的な法制的な説明における各論点の位置づけ等も踏まえ、いずれの構成を採用すれば法制的に適切な説明をしつつ、関係者のニーズに最大限対応した制度設計をすることができるのかが検討される必要。

検討結果—独占的利用許諾構成と専用利用権構成の比較—

2つの構成のいずれを採用すべきかに関する考え方

【関係者のニーズとの関係】

- 制度の対象となる独占的ライセンスについて、柔軟な権利設定が可能という解釈の可能性があること、後から現れた第三者に独占性の部分で劣後するとしても非独占的な利用に係る権利については当然対抗が可能とされていることが重要であることを踏まえると、独占的利用許諾構成が有力な選択肢になると思われる。ただし、専用利用権構成も、関係者のニーズに全く対応できないというわけではないため、選択肢として否定されるものではない。

【結論】

- いずれの構成を採用するかについては、以上の観点を総合的に考慮し、文化庁において具体の制度設計をする中で判断することが適当。

まとめ

- 独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度を導入することが適当。
- 独占的利用許諾構成と専用利用権構成のいずれを採用するかについては、独占的利用許諾構成が有力な選択肢になると考えられるが、専用利用権構成も選択肢として否定されないと考えられるため、各構成における制度設計や効果、法制的な説明の難易度などの観点を総合的に考慮し、文化庁において具体の制度設計をする中で判断することが適当。
- 独占的ライセンスの対抗制度だけでなく既存の登録対抗制度も含めた登録対抗制度一般の在り方についても、引き続き検討すべき課題として指摘されたところであるから、継続して検討し、その結果を制度に反映していくことが望ましい。

参考：委員名簿

著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム チーム員名簿

※◎は座長、○は座長代理

(令和元年度)

- 今村 哲也 明治大学情報コミュニケーション学部専任教授
- 上野 達弘 早稲田大学法学学術院教授
- 大淵 哲也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 奥邨 弘司 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
- 栗田 昌裕 名古屋大学大学院法学研究科教授
- 水津 太郎 慶應義塾大学法学部教授
- ◎ 龍村 全 弁護士
- 前田 哲男 弁護士
- 森田 宏樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(以上 9 名)

※今村チーム員及び栗田チーム員に関しては、ワーキングチーム（第2回）より御就任

(令和2年度)

- 今村 哲也 明治大学情報コミュニケーション学部教授
- 上野 達弘 早稲田大学法学学術院教授
- 大淵 哲也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 奥邨 弘司 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
- 栗田 昌裕 名古屋大学大学院法学研究科教授

- 澤田 将史 弁護士
 - 水津 太郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 - ◎ 龍村 全 弁護士
 - 前田 哲男 弁護士
 - 森田 宏樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- (以上 10 名)

(令和3年度)

- 今村 哲也 明治大学情報コミュニケーション学部教授
 - 上野 達弘 早稲田大学法学学術院教授
 - 大淵 哲也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 - 奥邨 弘司 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
 - 栗田 昌裕 名古屋大学大学院法学研究科教授
 - 澤田 将史 弁護士
 - 水津 太郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 - 龍村 全 弁護士
 - ◎ 前田 哲男 弁護士
 - 森田 宏樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- (以上 10 名)